

第1号様式（第9条関係）

条 例 見 直 し 調 書

		作成年度	令和元年度	次回見直し予定	令和6年度
条 例 名	神奈川県砂防指定地の管理に関する条例				
条 例 番 号	平成15年神奈川県条例第8号	法規集	第11編第6章		
所 管 室 課	県土整備局 河川下水道部 砂防海岸課				
条 例 の 概 要	砂防法及び砂防法施行規程の規定に基づき、砂防指定地の管理、砂防設備占用料の徴収その他必要な事項を定めている。				
検 討	視 点	検 討 内 容			備 考
	必要性 （ 現在でも 必要な条 例か。 ）	本条例は、砂防法及び砂防法施行規程の規定に基づき、砂防指定地の管理等を定めたものであり、災害を防止するため、砂防指定地での一定の行為を禁止、制限等する必要があることから、本条例は必要である。			【砂防指定地】 388 溪流、701 箇所 (令和2年1月末現在)
	有効性 （ 現行の内 容で課題 が解決で きるか。 ）	本条例は、災害を防止するため、砂防指定地において砂防設備を損壊し、又は損壊するおそれのある行為を禁止するとともに、砂防指定地内における行為制限等を規定し、罰則規定などにより、義務の履行を確保するための手段は適切に保たれており、有効に機能している。			【行為許可件数】 平成30年度：141件 平成29年度：133件 平成28年度：141件 平成27年度：126件 平成26年度：170件
	効率性 （ 現行の内 容で効率 的といえ るか。 ）	本条例の規制内容は、砂防設備の保護及び砂防指定地の保全のため、必要最小限のものである。また、行為許可等の事務は、制限行為を行う区域を所管する土木事務所長及び治水事務所長に委任し、適正な人員・予算の範囲内で、効率的な事務執行を行っており、現在の体制で本条例は効率的に執行されている。			
	基本方針適合性 （ 県政の基 本的な方 針に適合 している か。 ）	本条例は、かながわグランドデザインの政策分野「Ⅱ安全・安心」のうち小柱「災害に強いまちづくり」に寄与するものであり、県の基本的な方針に適合している。			
	適法性 （ 憲法、法 令に抵触 しないか。 ）	砂防法及び砂防法施行規程の規定に基づく条例として、その委任の範囲内であり、憲法、法令に抵触しない。			
	その他				
見 直 し 結 果	1	改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。	理 由 等 現行条例の運用上の課題は見受けられないため。		
	2	改正・廃止の必要はない。運用の改善等を検討する。			
	3	改正を検討する。運用の改善等の必要はない。			
	4	改正及び運用の改善等を検討する。			
	5	廃止を検討する。			